

I 道内における困難な問題を抱える女性への支援に関する状況

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律においては、女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設が支援の中核と位置付けられている。北海道においては、道立女性相談支援センターが中心となって、困難な問題を抱える女性等からの相談に応じ、支援を行っている。

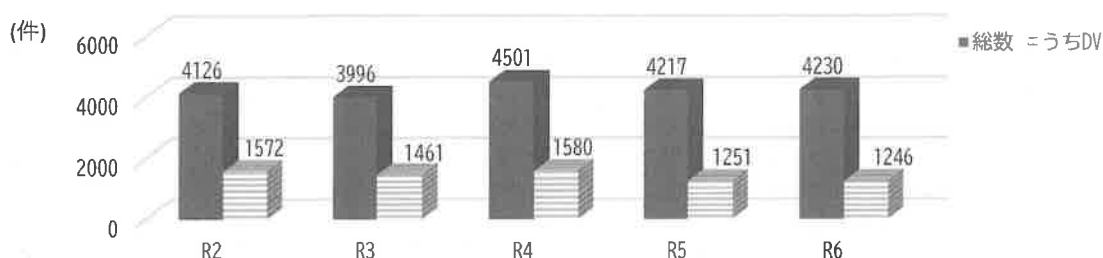
また、道立女性相談支援センターにおける一時保護を委託している民間シェルター8カ所においても、DV被害者をはじめとした様々な困難な問題を抱える女性からの相談に応じている。

1 道立女性相談支援センターにおける相談件数

道立女性相談支援センターでは、様々な困難な問題を抱える女性本人や関係機関からの相談に応じている。相談総数はほぼ横ばいであるが、DV以外を主訴とする相談の割合が、やや増加傾向にある。

相談内容は、夫等の暴力が最も多く、次いで、自身の生活上の問題、夫等以外の家族からの暴力となっている。(図1)

図1 女性相談支援センターにおける相談件数

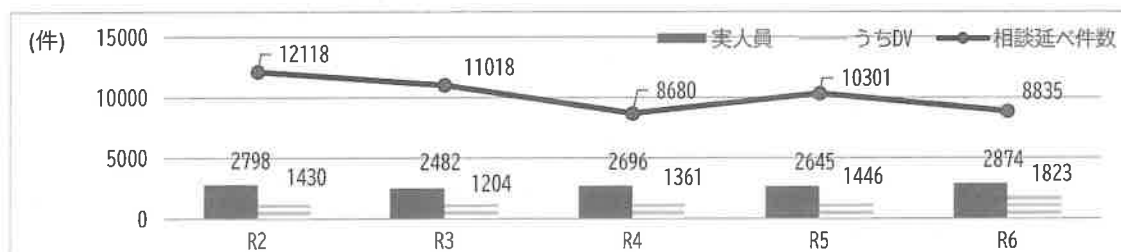


(資料出所:北海道立女性相談支援センター)

2 女性相談支援員(旧婦人相談員)設置市における相談件数

道内12市において女性相談支援員を設置し、DVやその他の相談に応じている。来所による相談の実人員では、5割～6割がDV相談となっている。(図2)

図2 女性相談支援員設置市における相談件数と来所による相談者の実人員数



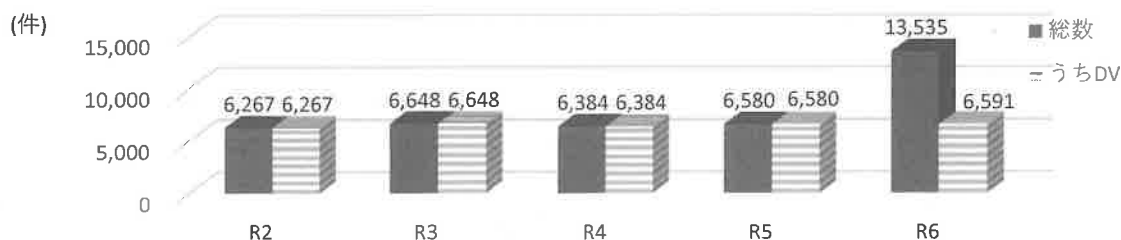
(資料出所:北海道保健福祉部)

3 民間シェルター(8カ所)における相談件数

道立女性相談支援センターにおける一時保護を委託している民間シェルター8カ所においても、DV被害者をはじめとした様々な困難な問題を抱える女性からの相談に応じている。(図3)

(※R5まではDV相談のみの計上)

図3 民間シェルターにおける相談件数



(資料出所:北海道保健福祉部)

4 道立女性相談支援センター等における一時保護人数（本人）

令和6年度における一時保護人数は、道立女性相談支援センター及び一時保護委託先を合わせ177件となっている。（図4）

そのうち、DV被害者を除く一時保護は36件であり、入所理由は、親や子どもからの暴力、交際相手からの暴力、その他の親族等からの暴力が大多数を占めている。（図5）

図4 一時保護人数（本人）の総数

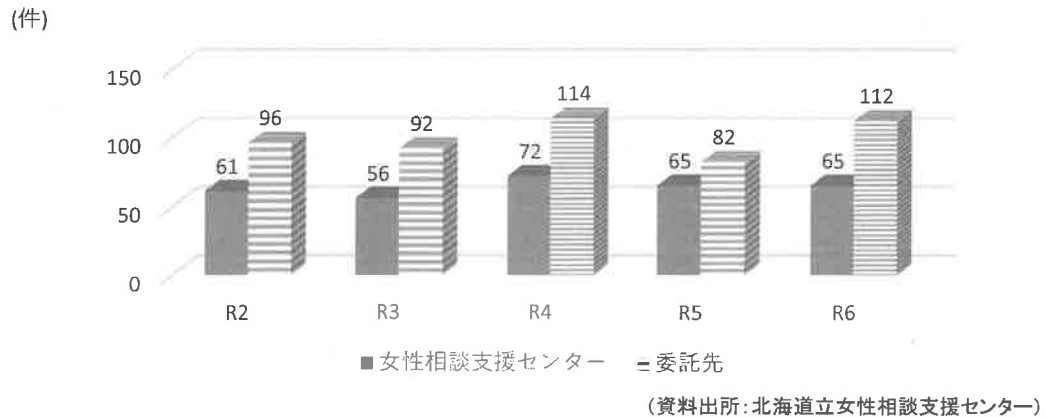


図5 DV被害者を除く一時保護人数（本人）

(※R5まではDV被害者のみ一時保護を委託)

